

議案第17号

大口町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

大口町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年3月4日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が平成24年9月5日に公布されたこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

大口町証人等の実費弁償に関する条例（昭和57年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、別表により実費弁償を」を「、大口町職員等の旅費に関する条例（昭和48年大口町条例第27号）に定めるその他の職員の旅費相当額を実費弁償として」に改め、同条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第3号中「第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第5号中「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

第3条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費の支給の例による。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧								
<p>(実費弁償を支給する者及びその額)</p> <p>第2条 次に掲げる者に対し、<u>大口町職員等の旅費に関する条例(昭和48年大口町条例第27号)</u>に定めるその他の職員の旅費相当額を<u>実費弁償として支給する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第100条第1項後段の規定により、議会が行う調査のため出頭した者</u></p> <p>(3) <u>法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、参考人として出頭した者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により公聴会に参加した者</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(実費弁償の支給方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費の支給の例による。</u></p>	<p>(実費弁償を支給する者及びその額)</p> <p>第2条 次に掲げる者に対し、<u>別表により実費弁償を支給する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第100条第1項の規定により、議会が行う調査のため出頭した者</u></p> <p>(3) <u>法第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により、参考人として出頭した者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>法第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により公聴会に参加した者</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(実費弁償の支給方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th style="text-align: center;">日当 (1日につき)</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 (1夜につき)</th> <th style="text-align: center;">鉄道賃及び船賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円 30</td> <td style="text-align: center;">円 2,000</td> <td style="text-align: center;">円 9,000</td> <td style="text-align: center;">大口町職員の旅費に関する条例(昭和48年大口町条例第27号)第2条第2項に規定する1等級の職務にある者に支給する額</td> </tr> </tbody> </table>	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	鉄道賃及び船賃	円 30	円 2,000	円 9,000	大口町職員の旅費に関する条例(昭和48年大口町条例第27号)第2条第2項に規定する1等級の職務にある者に支給する額
車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	鉄道賃及び船賃						
円 30	円 2,000	円 9,000	大口町職員の旅費に関する条例(昭和48年大口町条例第27号)第2条第2項に規定する1等級の職務にある者に支給する額						

